

建築基準法第42条第1項第4号に基づく指定道路の取り扱い基準

建築基準法第42条第1項第4号に基づき、特定行政庁が指定する道路の基準を次のとおり定める。

(指定対象道路)

第1 指定対象道路は、次に掲げる新設又は変更の事業計画のあるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路については、同法第7条又は第8条による路線認定がされたもので、同法第18条第1項の規定により道路の区域が決定され、公示されたものとする。
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路については、同法第59条の規定により事業認可がされたものとする。
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による道路については、同法第4条第1項、第14条第1項、第52条第1項又は第71条の2第1項の規定により事業認可がされたもの及び同法第3条の2第3項又は第3条の3第3項の準用規定により事業認可がされたものとする。
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による道路については、同法第7条の9第1項、第7条の16第1項、第11条第1項、第38条第1項、第51条第1項、第56条又は第58条第1項の規定により事業認可がされたものものとする。

(事業執行の確約)

第2条 2年以内にその事業が執行される予定のものは、申請者(第1に掲げた事業の認可を得た者で当該道路を施工する者。)が、2年以内に当該道路の事業を施行する旨の確約をしたものであること。

(提出書類)

第3条 道路の指定を受けようとする申請者は、次に掲げる書類等(正副2通)を提出すること。

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 2年以内に当該道路の事業を執行する旨を証する書面
- (3) 添付書類等

付近見取図(縮尺1/2500程度の都市計画地図に申請道路部分を記入する。)

公図写し(申請道路部分を色塗り)

平面図及び断面図

指定区間を明記した路線図(起点・終点の位置、延長及び幅員の明記)

その他市長が必要と認めた書類

(ア) 道路法による道路の場合

道路法第7条又は第8条による路線認定を行ったことを証する書面(同法第9条の規定による路線認定の公示を証する書面)及び同法第18条第1項の規定による区域の公示を行ったことを証する書面。

(イ) 都市計画法等による道路の場合

当該指定道路にかかる部分の都市計画決定を証する書面及び当該事業認可の写し。

(指定の変更等)

第4条 この基準により指定した道路について、その事業計画の変更又は取止め等があった場合は、速やかにその指定についての変更又は廃止の処理を行う。

(指定の公告及び通知)

第5条 市長は、第3条の申請に基づいて道路を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知書(様式第2号)を交付する。

(附 則)

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号による道路の指定申請書

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所
申請者
氏 名 ⑩

次のとおり建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により指定を受けたいので、申請します。

1	代理者の住所及び氏名	電話番号
2	図書作成者の住所及び氏名	電話番号
3	計画事業名	
4	路線名	
5	予定道路の地名地番	
6	道路法による道路 道路認定年月日 年 月 日 認定番号 第 号 道路区域の決定日 年 月 日 公示日 年 月 日	
7	都市計画法による道路 事業認可年月日 年 月 日 認可番号 第 号	
8	事業執行期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9	道路幅員 m	10 道路延長 m
11	用途地域	12 その他の区域・地域・地区・街区
13	防火・準防火地域	
14	申請理由	

様式第 2 号

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号による道路の指定通知書

年 月 日

申請者 様

浜松市長

次のとおり建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により指定したので、通知します。

計画事業名	
路線名	
予定道路の地名地番	
道路幅員	m
道路延長	m
指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
公告の年月日及び番号	年 月 日 第 号